

国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程</p> <p>平成21年4月1日 21教規程第8号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号イ、口のいずれにも該当する職員については1歳6ヶ月。以下第5条及び第6条第1項第2号において同じ。)に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>一 省略</p> <p>二 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員</p> <p>イ 職員の配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。)が常態としてその子の養育をすることができる職員</p> <p>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 前項第2号イの「職員の配偶者(内縁関係を含む。)が常態としてその子の養育をすることができる」とは、次に掲げるいずれにも該当する場合をいう。</p> <p>一 職業に就いていない者(育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の就業日数が2日以下の者を含む。)</p> <p>二 負傷、疾病、又は精神若しくは身体の障害により、自ら子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>三 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>四 育児休業申出に係る子と同居している者であること。</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号に該当する職員については1歳6ヶ月。以下第5条及び第6条第1項第2号において同じ。)に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>一 省略</p> <p>二 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員</p> <p>イ 削除</p> <p>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 削除</p>	

(育児休業の申出)

第4条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1ヶ月前の日までに育児休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2～3 省略

4 次の各号の一に該当する事由が生じた場合で、育児休業開始予定日が申出のあった日の翌日から1週間に満たないときは、学長は職員が希望する育児休業開始予定日と申し出のあった日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を指定することができる。

一～四 省略

5 省略

第5条 省略

(育児休業期間の終了)

第6条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第7号から第11号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日)をもって終了する。

一～六 省略

七 職員の配偶者が第3条第2項各号のいずれにも該当する状態となり、育児休業にかかる子を養育できることとなったとき。

八～十 省略

2～3 省略

(育児休業の申出回数)

第7条 育児休業の申し出は、一子につき1回限りとする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

(育児休業の申出)

第4条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1ヶ月前の日までに育児休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2～3 省略(現行どおり)

4 次の各号の一に該当する事由が生じた場合で、育児休業開始予定日が申出のあった日の翌日から1週間に満たないときは、学長は職員が希望する育児休業開始予定日と申し出のあった日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を指定することができる。

一～四 省略(現行どおり)

五 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

5 省略(現行どおり)

第5条 省略(現行どおり)

(育児休業期間の終了)

第6条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第7号から第11号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日)をもって終了する。

一～六 省略(現行どおり)

七 削除

八～十 省略(現行どおり)

2～3 省略(現行どおり)

(育児休業の申出回数)

第7条 育児休業の申し出は、一子につき1回限り(当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申し出ができるものとする。</p> <p>一～三 省略</p> <p>( 育児休業開始予定日の変更 )</p> <p>第 8 条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、<u>育児休業期間変更申出書に別表 1 に掲げる書類を添付して、学長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を 1 回に限り、育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。</u></p> <p>一～四 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第 9 条～第 1 4 条 省略</p> <p>( 育児休業申出の撤回 )</p> <p>第 1 5 条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに、<u>育児休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、育児休業申出を撤回することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項の規定により育児休業申出を撤回した職員は、当該育児休業申出に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、再度の育児休業申出をすることができない。</p> <p>一～三 省略</p>	<p><u>出産予定日から当該出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に職員が当該子を養育するためにした最初の申し出によりする育児休業を除く。)とする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申し出ができるものとする。</p> <p>一～三 省略 ( 現行どおり )</p> <p><u>四 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。</u></p> <p><u>五 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。</u></p> <p>( 育児休業開始予定日の変更 )</p> <p>第 8 条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、<u>育児休業期間変更申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を 1 回に限り、育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。</u></p> <p>一～四 省略 ( 現行どおり )</p> <p><u>五 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。</u></p> <p><u>六 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。</u></p> <p>2～3 省略 ( 現行どおり )</p> <p>第 9 条～第 1 4 条 省略 ( 現行どおり )</p> <p>( 育児休業申出の撤回 )</p> <p>第 1 5 条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに、<u>育児休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、育児休業申出を撤回することができる。</u></p> <p>2 省略 ( 現行どおり )</p> <p>3 第 1 項の規定により育児休業申出を撤回した職員は、当該育児休業申出に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、再度の育児休業申出をすることができない。</p> <p>一～三 省略 ( 現行どおり )</p> <p><u>四 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、</u></p>
--	---

4～5 省略

(育児短時間勤務)

第16条 この規程において「育児短時間勤務」とは、職員が小学校就学の始期に達しない実子または養子を養育するために国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)により定められた所定労働時間を短縮して勤務することをいう。

2 省略

第17条～第18条 省略

(育児短時間勤務期間)

第19条 育児短時間勤務を取得できる期間は、子が出生した日から小学校就学の始期に達する日までの必要な期間とする。(1月以上1年以下の期間に限る。)

2 省略

(育児短時間勤務期間の終了)

第20条 育児短時間勤務期間の終了については、第6条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第2号及び第10号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」、第3項中「育児休業終了確認通知書」とあるのは「育児短時間勤務終了通知確認書」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務期間の延長)

第21条 育児短時間勤務をしている職員は、学長に対し当該育児短時間勤務の延長を申し出ることができる。

2 省略

第22条 省略

(育児部分休業)

第23条 この規程において「育児部分休業」とは、職員が小学校第4学年の始期に達していない実子又は養子を養育するために労働時間規程により定められ

2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

五 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな

4～5 省略(現行どおり)

(育児短時間勤務)

第16条 この規程において「育児短時間勤務」とは、職員が小学校第4学年の始期に達しない実子または養子を養育するために国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)により定められた所定労働時間を短縮して勤務することをいう。

2 省略(現行どおり)

第17条～第18条 省略(現行どおり)

(育児短時間勤務期間)

第19条 育児短時間勤務を取得できる期間は、子が出生した日から小学校第4学年の始期に達する日までの必要な期間とする。(1月以上1年以下の期間に限る。)

2 省略(現行どおり)

(育児短時間勤務の終了)

第20条 育児短時間勤務期間の終了については、第6条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第2号及び第10号中「3歳」とあるのは「小学校第4学年の始期」、第3項中「育児休業終了確認通知書」とあるのは「育児短時間勤務終了通知確認書」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務終了日の変更)

第21条 育児短時間勤務をしている職員は、学長に対し当該育児短時間勤務の延長を申し出ることができる。

2 省略

第22条 省略(現行どおり)

(育児部分休業)

第23条 この規程において「育児部分休業」とは、職員が小学校第4学年の始期に達していない実子又は養子を養育するために労働時間規程により定められ

<p>た所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働時間規程第24条第1項第8号に定める保育時間の休暇を承認されている職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、<u>職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分単位とする休業をいう。</u></p> <p>第24条 省略（現行どおり）</p> <p>（育児部分休業の申出）</p> <p>第25条 育児部分休業を取得しようとする職員は、育児部分休業を開始しようとする日の1ヶ月前の日までに育児部分休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の申し出は、必要な期間を包括して申し出なければならない。</p> <p>第26条～第27条 省略</p> <p>（介護休業）</p> <p>第32条 この規程において、「介護休業」とは、職員が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態（以下、要介護状態という。）にある配偶者、父母、子、配偶者の父母及び職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子（以下、対象家族という。）の介護を行うためにする休業をいう。</p> <p>第33条 省略</p> <p>（介護休業の申出）</p>	<p>た所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働時間規程第24条第1項第8号に定める保育休暇を承認されている職員については、2時間から当該保育休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、<u>30分単位とする休業をいう。</u></p> <p>第24条 省略（現行どおり）</p> <p>（育児部分休業の申出）</p> <p>第25条 育児部分休業を取得しようとする職員は、育児部分休業を開始しようとする日の1ヶ月前の日までに育児部分休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 <u>学長は、育児部分休業の申し出があった場合には、当該育児部分休業を申し出た職員に育児部分休業取扱通知書をすみやかに交付しなければならない。</u></p> <p>第26条～第27条 省略（現行どおり）</p> <p><u>（育児部分休業終了日の変更）</u></p> <p><u>第27条の2 育児部分休業をしている職員は、学長に対し、当該育児部分休業期間の短縮を申し出ることができる。</u></p> <p><u>2 育児部分休業期間の短縮の申し出については、第25条の規定を準用する。この場合において第25条第3項中「育児部分休業取扱通知書」とあるのは「育児部分休業期間変更通知書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（介護休業）</p> <p>第32条 この規程において、「介護休業」とは、職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態（以下、要介護状態という。）にある配偶者、父母、子、配偶者の父母及び職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子（以下、対象家族という。）の介護を行うためにする休業をいう。</p> <p>第33条 省略（現行どおり）</p> <p>（介護休業の申出）</p>
--	---

第34条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日及び末日を明らかにして、当該介護休業開始予定日の2週間前の日までに介護休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2～3 省略

(介護休業期間)

第35条 介護休業を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに通算して186日(第33条第1項に定める職員については93日)までの必要な期間とする。

2 省略

(介護休業期間の終了)

第36条 介護休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日(第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

一～二 省略

三 介護休業に係る対象家族の症状が軽減し、介護が不要となったとき。

四～五 省略

2～3 省略

第34条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日(以下、「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下、「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該介護休業開始予定日の2週間前の日までに介護休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2～3 省略(現行どおり)

(介護休業期間)

第35条 介護休業を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、通算して186日(第33条第1項に定める職員については93日。日数には休日を含む。)までの必要な期間とする。

2 省略(現行どおり)

(介護休業期間の終了)

第36条 介護休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日(第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

一～二 省略(現行どおり)

三 削除

四～五 省略(現行どおり)

六 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業に係る対象家族と介護休業をしている職員との親族関係が消滅したとき。

七 介護休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により介護休業に係る対象家族について介護ができない状態になったとき。

2～3 省略(現行どおり)

(介護休業の申出の回数)

第36条の2 介護休業の申出は、対象家族1人につき、一の要介護状態について1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申出ができるものとする。

一 介護休業申出をした職員について、新たな介護休業が始まったことにより介護休業が終了した場合であって、当該新たな介護休業が終了する日までに、新たな介護休業に係る対象家族が死亡又は離婚、婚姻の取消、離縁等により新たな介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした職員との親族関係が消滅したとき。

第37条～第39条 省略

二 介護休業申出をした職員について産前産後の休暇又は育児休業が始まったことにより介護休業が終了した場合であって、当該休暇又は育児休業が終了するまでに、当該休暇又は育児休業に係る子のすべてが死亡又は養子縁組等により別居することとなったとき。

(介護休業終了予定日の変更)

第36条の3 介護休業をしている職員は、介護休業終了予定日の2週間前の日までに介護休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、介護休業期間を1回に限り、延長することができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は186日(日数には休日を含む。第33条第1項に定める職員については93日。)を超えないものとする。

2 学長は、前項の申出があった場合には、職員に介護休業期間変更通知書を交付しなければならない。

第37条～第39条 省略(現行どおり)

(介護休業申出の撤回)

第39条の2 介護休業申出をした職員は、介護休業開始予定日(第34条第2項の規定による学長の指定があった場合にあっては、当該学長の指定した日。)の前日までに、介護休業撤回申出書で学長に申し出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。

2 学長は、前項の申出があった場合には、職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

3 第1項の規定による介護休業申出を撤回した職員は、当該撤回に係る対象家族については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、介護休業申出をすることができない。ただし、特段の事情がある場合について学長がこれを適当と認めた場合には、この限りではない。

4 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。

一 介護休業申出に係る対象家族が死亡したとき。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業に係る対象家族と介護休業を申し出た職員と親族関係が消滅したとき。

三 介護休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により介護休業に係る対象家族について介護をすることが困難になったとき。

5 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届により学長に届け出なければならない。

第40条～第42条 省略

(介護短時間勤務期間)

第43条 介護短時間勤務を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに通算して1,096日までの必要な期間とする。

2 省略

第44条 省略

(介護短時間勤務期間の延長)

第45条 介護短時間勤務をしている職員は、学長に対し当該介護短時間勤務の延長を申し出ることができる。

2 介護短時間勤務の延長の申し出については、第42条の規定を準用する。この場合において「介護短時間勤務取扱通知書」とあるのは「介護短時間勤務期間変更通知書」と読み替えるものとする。

第46条 省略

第47条～第48条 省略

(介護部分休業の申出)

第49条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しよう

第40条～第42条 省略(現行どおり)

(介護短時間勤務期間)

第43条 介護短時間勤務を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、通算して1,096日(日数には休日を含む。)までの必要な期間とする。

2 省略(現行どおり)

第44条 省略(現行どおり)

(介護短時間勤務の申出の回数)

第44条の2 介護短時間勤務の申出の回数については、第36条の2の規定を準用する。

(介護短時間勤務終了日の変更)

第45条 介護短時間勤務をしている職員は、介護短時間勤務終了日の2週間前までに介護短時間勤務期間変更申出書で学長に申し出ることにより、介護短時間勤務期間を1回に限り、延長することができる。この場合において、介護短時間勤務開始日から変更後の介護短時間勤務終了日までの期間は1,096日(日数には休日を含む。)を超えないものとする。

2 学長は、前項の申出があった場合には、職員に介護短時間勤務期間変更通知書を交付しなければならない。

第46条 省略(現行どおり)

(介護短時間勤務申出の撤回)

第46条の2 介護短時間勤務の申出の撤回については、第39条の2の規定を準用する。この場合において、「介護休業撤回申出書」とあるのは「介護短時間勤務撤回申出書」、「介護休業撤回確認通知書」とあるのは「介護短時間勤務撤回確認通知書」と読み替えるものとする。

第47条～第48条 省略(現行どおり)

(介護部分休業の申出)

第49条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しようとする日の2週間前の日までに介護部分休業申出書に必要な証明書類を添付し



<p>とする日の2週間前の日までに介護部分休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(介護部分休業期間)</p> <p>第50条 介護部分休業を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、<u>要介護状態に至るごとに通算して1,827日までの必要な期間とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第51条 省略</p> <p>第52条 省略</p> <p>第53条~第56条 省略</p>	<p>て、学長に申し出なければならない。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 <u>学長は、介護部分休業の申し出があった場合には、当該介護部分休業を申し出た職員に介護部分休業取扱通知書をすみやかに交付しなければならない。</u></p> <p>(介護部分休業期間)</p> <p>第50条 介護部分休業を取得できる期間は、原則として対象家族1人につき、<u>通算して1,827日(日数には休日を含む。)</u>までの必要な期間とする。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>第51条 省略(現行どおり)</p> <p>(介護部分休業の申出の回数)</p> <p>第51条の2 <u>介護部分休業の申出の回数については、第36条の2の規定を準用する。</u></p> <p>(介護部分休業終了日の変更)</p> <p>第51条の3 <u>介護部分休業をしている職員は、介護部分休業終了日の2週間前までに介護部分休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、介護部分休業期間を延長することができる。この場合において、介護部分休業開始日から変更後の介護部分休業終了日までの期間は1,827日(日数には休日を含む。)</u>を超えないものとする。</p> <p>2 <u>介護部分休業をしている職員は、介護部分休業期間を短縮することができる。介護部分休業の短縮の申出については、前項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>学長は、前2項の申出があった場合には、職員に介護部分休業期間変更通知書を交付しなければならない。</u></p> <p>第52条 省略(現行どおり)</p> <p>(介護部分休業申出の撤回)</p> <p>第52条の2 <u>介護部分休業申出の撤回については、第39条の2の規定を準用する。この場合において、「介護休業撤回申出書」とあるのは「介護部分休業撤回申出書」、「介護休業撤回確認通知書」とあるのは「介護部分休業撤回確認通知書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第53条~第56条 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

<p>(早出遅出勤務の適用者)</p> <p>第57条 学長は、次に掲げる職員がその子を養育し、又はその家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。ただし、当該勤務の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後10時までの間に設定するものとする。</p> <p>一 小学校第4学年の始期に達するまでの子(職員と同居している子に限る。)のある職員</p> <p>二 要介護状態にある対象家族の介護を行う職員</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、子を養育するために請求する職員で当該職員の配偶者(当該請求に係る子の親である者に限る。)が次のいずれにも該当する場合は、早出遅出勤務を請求することができない。</u></p> <p><u>一 職業に就いていない者(育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の就業日数が2日以下の者を含む。)であること。</u></p> <p><u>二 負傷、疾病、身体上・精神上の障害により、子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p><u>三 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>第58条 省略</p> <p>(早出遅出勤務の終了)</p> <p>第59条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務期間は終了するものとし、当該期間の終了日は次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 請求をした職員が、当該請求に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合、当該請求に係る子と同居しないこととなった場合及び第57条第2項に該当することとなった場合は、当該事由が発生した日</p> <p>二～三 省略</p> <p>2 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(早出遅出勤務の適用者)</p> <p>第57条 学長は、次に掲げる職員がその子を養育し、又はその家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。ただし、当該勤務の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後10時までの間に設定するものとする。</p> <p>一 小学校第4学年の始期に達するまでの子(職員と同居している子に限る。)のある職員</p> <p>二 省略(現行どおり)</p> <p>2 削除</p> <p>第58条 省略(現行どおり)</p> <p>(早出遅出勤務の終了)</p> <p>第59条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務期間は終了するものとし、当該期間の終了日は次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 請求をした職員が、当該請求に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合及び当該請求に係る子と同居しないこととなった場合は、当該事由が発生した日</p> <p>二～三 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

附 則(22 教 規 程 第 22 号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。